

## 町イベント等開催時の判断基準と実施する場合の対応方針

県内在住者の、新型コロナウイルスの感染が確認されたことを受けて町主催事業・イベント等の開催判断基準と実施する場合の対応について、下記のとおりいたします。

### 記

- 1 対象 上三川町及び町教育委員会、町が事務局を務める関係任意団体等が主催する町民等が多数参加する事業・イベント
- 2 開催判断基準  
対象事業について①～③の観点から照らし合わせ、当該事業を実施する必要性、妥当性を十分考慮するものとし、対象事業の実施、中止または延期の決定については、各担当部署が最終的に判断するものとする。また、関係任意団体と共催する場合にあっては、当該団体と連携・協議の上、同様に実施等の判断を行う。
  - ① 高齢者、子ども、障がいのある方が多く参加するもの
  - ② 長時間換気ができない屋内で開催するもの
  - ③ 屋外であっても、他者との距離が近い状態で実施するもの
- 3 周知 上記の判断基準を町広報、ホームページ、かみたんメール等で町民に周知
- 4 開催する場合の対応方針
  - ① 会場入り口での注意喚起（ポスターの掲示、症状のある方の入場制限など）
  - ② 手指消毒薬の設置
  - ③ こまめな手洗いと咳エチケットの呼びかけ
  - ④ 定期的な換気の呼びかけ
  - ⑤ これから開催案内を行う場合は、上記のことを通知等に記載し、事前周知を行う。
- 5 対応期間  
第2回上三川町新型コロナウイルス感染症対策本部会議（令和2年2月25日）から当面の間（1月程度）とする。ただし、県内におけるまん延状況を踏まえて延長を判断する。